

三田市民病院事業使用料及び手数料条例新旧対照表

現行				改正案			
第1条～第6条 省略 別表(第2条、第3条関係)				第1条～第6条 省略 別表(第2条、第3条関係)			
区分	種別		金額	摘要			
使用料	省略			省略			
	分べん 介助料	市内患者	75,000円	診療時間外の出産については18,000円を、休日及び深夜(午後10時から翌日午前6時までをいう。以下同じ。)の出産については36,000円を加算			
		市外患者	88,500円	診療時間外の出産については23,400円を、休日及び深夜の出産については46,800円を加算			
省略			省略				
手数料	省略			省略			
備考				備考			
1 1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。				1 1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。			
2 分べん介助料は、産科医療補償制度掛金(30,000円)を含む。				2 分べん介助料は、産科医療補償制度掛金(16,000円)を含む。			
3 分べん介助料、駐車場使用料及び診察券の再発行手数料を除き、上記に掲げる額と同額に係る消費税法第29条の規定による税額並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定による税額を加えた額とする。				3 分べん介助料、駐車場使用料及び診察券の再発行手数料を除き、上記に掲げる額と同額に係る消費税法第29条の規定による税額並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定による税額を加えた額とする。			